

小竹町監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び小竹町監査規程（昭和28年小竹町規程第4号）第8条第2項の規定により、令和4年度定期監査の結果を下記のとおり公表する。

令和4年11月24日

小竹町監査委員 立 川 や よ い

小竹町監査委員 廣 瀬 正 子

記

1 監査の概要

(1) 監査の対象

財務に関する事務の執行状況が法令等に則り適正に処理されているかを主眼とし、特に契約事務（長期継続契約）の状況について幾つか抽出し監査を行った。

(2) 監査の実施日

令和4年11月9日

(3) 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、事前調査により提出された調書及び関係職員からの聴取によって監査を実施した。

2 監査の結果

監査の結果、いずれの対象も概ね適正に執行されているものと認められた。なお、監査における意見を以下のとおりそれぞれ述べる。

- (1) 小竹町ホームページサーバ管理業務、小竹北小学校し尿浄化槽維持管理業務委託については、特命随意契約により、長期継続契約においても1年当たりの契約額は単年契約時と同額であった。金額の削減は難しいと思うが、業者においても複数年契約による安定的な運営や毎年の契約事務の軽減等による削減要素もあることから、今後の契約締結時に交渉は行っていただきたい。
- (2) 小竹町統合型地理情報システム運用業務委託については、長期継続契約により長期運用が確定している。このシステムについては導入間もないということもあり、職員の誰もが使えるシステムでありながら、職員にあまり知られていない現状もある。説明会や周知等を行い、積極的に活用いただくことを期待する。
- (3) 小竹町立学校職員室・学校教育事務室カラー複合機賃貸借については、長期継続契約を行うにあたり入札前の調査、工夫によりかなりの金額の

削減が見られた。このことについて評価したい。

最後に長期継続契約の条例が運用されて間もないことから、定型外の長期継続契約書に一部分かりづらい記載が見られた。定型外の契約書の作成を行う場合には契約担当課と協議し、適切な契約書の作成に努められたい。

また長期継続契約については、毎年契約事務の軽減や経費削減効果も期待されるため、契約担当課においては各課へ該当する業務の周知を行い、さらなる事務の軽減、経費削減へ繋げていただくことを期待する。